

平成27年第5回教育委員会定例会  
(4月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年4月28日(火)午後2時44分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 私立幼稚園に対する支援の充実について

(2) 児童保育課

イ 区有地を活用した認可保育所の整備について

(3) 指導課

ウ 台東区立小学校PTA連合会が実施する安心安全にかかる登下校通知メール配信システム運営事業助成について

(4) 生涯学習課

- エ 台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について
- (5) 青少年・スポーツ課
  - オ 体育施設の事前使用承認について
- 2 報告事項
  - (1) 庶務課
    - ア 後援名義の使用について
  - (2) 学務課
    - イ 平成27年度連合体育大会等の日程について
    - ウ 平成27年度夏季施設等の日程について
    - エ 平成28年度新入学「台東区立中学校選択制度」のスケジュールについて
  - (3) 児童保育課
    - オ 平成27年度保育所等園児数について
    - カ 平成27年度こどもクラブ入会状況について
  - (4) 指導課
    - キ 平成27年度台東区立学校園研究指定等について
  - (5) 生涯学習課
    - ク 台東区区民文化財現況調査の結果について
- 3 その他
  - ア 台東区文化財調査報告書の刊行について

午後2時44分開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第5回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

## 〈日程第1 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○高森委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、アの私立幼稚園に対する支援の充実について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

現在、区内には七つの私立幼稚園がございます。それぞれの園が独自の建学精神に基づいて、独自の幼児教育を展開してございます。台東区の教育委員会といたしましても、幼児教育の両輪ということで、現在でもさまざまな支援を行っているところでございます。

ただ、昨今の私立幼稚園の教諭の人材確保という点に関しましては、非常に困難な状況にあるという意見が、区内の私立幼稚園各園から寄せられているところでございます。何故ならまず、子ども・子育て支援新制度において、保育施設を急ピッチで増やしているという状況や、幼稚園教諭の免許を引っさがる方は、保育士の資格もあわせて引っさがるという事情もあり、保育施設の市場より大きいからという要因があります。さらに、単独でクラスを持つ幼稚園よりも、複数で担任をする保育施設のほうが、どちらかというプレッシャーも少なくていいという傾向があることも要因の一つのようです。

この辺りの人材確保に対する支援としては、区の教育委員会として今のところ持ってございませんので、この資料にありますような中身で、今後、区長部局と調整を図っていきたいと考えてございます。

それから、もう一点、保護者への補助の充実ということで、現在、教育委員会では、私立幼稚園の保護者様に、区の単独の補助としては、所得にかかわらず月額7,700円の補助を行ってございます。ただし、保育料を単独で、区立幼稚園の保育料と比較した場合に、それなりの差額があるということで、この公私の差をできるだけ埋めてほしいというご要望もございます。

実際、区の単独の補助ということで見ますと、現在、墨田区では月額1万円を補助してございます。荒川区では、所得に応じた形で、月額6,100円から1万600円までの範囲で補助をしているところでございます。私立幼稚園に通われる方は、比較的年収の高い層が多いので、墨田区、荒川区のほとんどの保護者が上限の1万円という線までは、区が補助しているという状況がございます。

また、台東区の私立幼稚園につきましては、7園で1,500人程度の定員ですが、そのうち半分近くが区外の方です。同じ園でありながら、台東区、墨田区、荒川区の補助額が違っているという状況もございますので、そういったことも参考にしながら、保護者の保育料についての支援も充実をしていきたいということで、区長部局と調整を図って、今後の予定にあるようなスケジューリングでオーソライズを図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 概ね結構なことだと思いますけれども、(1)の人材確保事業補助について、今のご説明だと、幼稚園教員は、単独でクラスを持たなければならないという、負担が大きいというところが一つの要因となって人材がなかなか集められないということであれば、人材確保の説明会やイベントへの出展ということよりも、業務の大きさを何か緩和するような策への助成のほうが、より効果的ではないかという感じもいたします。この経費補助に関しては、私立幼稚園側の要望に沿ったものであるのかどうかという点を確認させていただきます。

○庶務課長 要望につきましては、私立幼稚園長会に出席するなどして、園にもヒアリングをさせていただいております。例えば小規模園で、教員がどうしても少ないという部分については、今現在も1園当たり年間で140万円ほど補助を出して、教員の負担をできるだけ少なくするような補助もしてございます。先ほど私が申し上げたのは、昨今の傾向として、求人募集をしてもなかなか応募が来ないという状況があるため、有料媒体や様々なフェアに出向するというような、人材を確保するための新たな支援というもの、教育委員会として必要ではないかということで、このようなスキームをつくらせていただいたところでございます。

○高森委員長 今の話に関連して、園に対して補助額が年額30万円ということは、補助率は半分ですから、60万円のうちの半分ということですね。私立幼稚園の先生方の離職率はどのくらいでしょうか。

○庶務課長 離職率の算定方法は難しいところではありますが、平均をしますと、毎年少なくとも3人程度は教員の募集をかけているという状況でございます。

私立幼稚園の場合は、家族的な経営様式が多いので、勤務年数としては比較的長めとは聞いております。特別な事情がなければ少なくとも5年、6年は在籍しているというお話を聞いているところでございます。

○高森委員長 比較的長いけれども、毎年1名～3名は増員しなければいけない状況にあるということでしょうか。

○庶務課長 本来であれば、教員をもう少し増やして、よりきめ細かい教育をしたい、あるいは4園が預かり保育も実施してございますので、そちらにも充実した教育活動をしたいなどというご希望がありますけれども、その辺りの人材確保ができていないという状況もあると聞いているところでございます。

○高森委員長 保育サービスを拡充したいからということですね。

○庶務課長 教育内容としての教育活動を充実し、預かり保育のところでも、教育・保育活動をしたいけれども、それに対応する人材の確保ができず、思うようにいかないという状況が各園あるようでございます。

○樋口委員 学校園の経営も非常に難しいところで、特に定員や幼稚園の保育料はいつも決まっている。その入ってくる収入が一定の中で、人を雇って、一定の期間働いてもらって、園長先生が困るのは、長く勤めていただいた分、給料を上げていけば経営の首を絞めてしまうことが起こり得るわけです。給料が上がらなければほかの幼稚園に行ったほうが良いという方もいるかと思えます。

ちなみに、成功報酬型求人プランというのは、具体的にどういうことですか。

○庶務課長 先ほどご説明しましたように、無料媒体等に出してもなかなか応募がない、または有料媒体に載せたとしても確実な確保につながっていかないという状況で、人材確保を請け負って、人材の確保が実際にできたときに、成功報酬として例えばその園からお一人についていくらいいただきますという事業展開があります。ですから、各園も必要な教員数が確保できない場合にはこういったものも検討せざるを得ない状況があるということでございます。

○樋口委員 この補助は、1件1件各園が申請して、補助金の上限30万円以内で委託というルールですか。それとも、この1年において、人材確保の活動費として、いろいろな計画を出していただいて、その計画ごとに見積もりがありますので、その上限半分として30万ということですか。

○庶務課長 基本的には、実績払いということで考えてございます。例えば上半期、下半期に分けてやるとか、年度末に実績を出していただいた上で、実際にかかった額と補助割合を見て補助をしていくというようなことで考えてございます。

ただしそれは、こちらで考えている補助のスキーム、補助の内容でございますので、今後の庁内の調整の中では、この形が変わっていくということもございまして、あるいは額も変わることもございます。その辺りの結果については、また改めてご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○高森委員長 今まで私立幼稚園はいろいろな形で人材確保をしてきたと思いますが、概ね60万円くらいで行ってきたということでしょうか。

○庶務課長 各園によって人材確保にかかる経費はそれぞれで、先ほどお話が出た成功報

酬型の事業者をお願いをすると、かなりの額になる場合もあります。そういったことで人材確保ができない園は、アルバイト、非常勤という形で人材を確保して対応しているという状況でございます。

○高森委員長 人材確保に成功した園は、報酬型を利用しているところなのでしょうか。

○庶務課長 費用がかなり高額となってしまうこともあり、費用対効果の面でどうかというところで、いろいろと人材確保に奔走しているという状況でございます。

○樋口委員 いい政策だと思いますので、使い勝手がいいように、なるべく有効に、なおかつあまり申請において費用がかからないような形で、透明性を持ってこの施策を運用していただければと思います。

○庶務課長 ただいま各委員からいただいたご意見を、今後の庁内の調整の中で話をし、形を整えていきたいと思っております。

○高森委員長 保護者への補助についてはいかがでしょうか。

○樋口委員 この場合は、1子、2子、3子関係なく、月額この金額ということでよろしいですか。

○庶務課長 教育委員会といたしましては、先ほど申し上げたような他区の状況等もございますので、一応そのような内容で調整の俎上にかけていきたいと考えているところでございます。

○樋口委員 現金は、保護者へ直接渡すのですか、それとも園に補助として出すのですか。

○庶務課長 保護者の口座に振り込みです。

○高森委員長 墨田区や荒川区などの近隣区が同じくらいの額ですから、同じ園にほかの区から越境している子供の保護者が1万円の補助を受けているのに、台東区は7,700円だと、それは不公平感はあるかという気がします。

これは公立幼稚園と違って、収入、所得にはかかわらないで、一律1万円という形ですよね。

○庶務課長 私立幼稚園に子供を通わせている保護者については、国・都、それから区から保育料補助が出ておりますが、東京都と国の補助は所得制限がございます。

区の補助は、所得制限がなく、一律7,700円ということでお出ししておりますので、それに倣うような形でと考えてございます。

○高森委員長 1万円では、月額の保育料のおよそ何割を占めるのですか。

○庶務課長 区内7園の平均的な保育料が、月額で約25,000円でございます。大半のご家庭が都と国の保育料補助がなくても済むような所得レベルでございますので、仮にこの額と想定をすると、実質的なご負担というのが月額15,000円内外というところが平均的かなと推定をしているところでございます。

○樋口委員 子供の教育のために補助をする制度は、日本だけではなく世界にあると思いますが、親が使ってしまうケースがなきにしもあらずです。補助金が1万円で、幼稚園保育料が25,000円になれば、子どもの教育目的の補助ならば、園に渡す方法もあるのでは

ないかと思いますが、その辺りは考慮されていますか。

○庶務課長 子ども・子育て支援新制度では、まさにそのことを想定してスキームがつけられておりまして、新制度に移行する私立幼稚園への公的補助の形として、要は保護者に出すものを、区が法定代理受領して、園に直接渡すという形になってございます。

ただし、現実のところ、区内の私立幼稚園で新制度への移行を表明している園はまだないという状況ではございます。

○高森委員長 新制度に移行しなくても、施設型給付にすることはできないのでしょうか。

○庶務課長 そのスキームは、まだ国のほうからも出てきていないところでございます。

○高森委員長 妥当なやり方ではあるかなと思います。ちなみに公立の一般的な保護者の収入の世帯への補助額との差はどのくらいになるのでしょうか。

○庶務課長 区立幼稚園につきましても、このたびの子ども・子育て支援新制度に伴いまして、応能負担による保育料設定をいたしております。

平成28年度から本則の保育料が適用されるところでございます。今までですと、月額定額5,000円という保育料でしたが、所得に応じた保育料設定になってまいりますので、区立幼稚園の保育料につきましても、所得の低いほうの世帯では保育料0円から、一番所得の高いほうでも月額保育料が最高で8,600円という範囲でございますので、先ほどの私立幼稚園の保育料の実態からしてもそれだけの差がございまして。

○高森委員長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局次長 先ほど冒頭で庶務課長がお答えをされましたように、今後の政策会議等で区長部局と調整をしていくということですので、この金額や率などについては、また若干の修正ということもありますので、その辺りも含めてよろしく申し上げます。

○高森委員長 それでは、ほかに特にならなければ、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 児童保育課 イ

○高森委員長 それでは次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 区有地を活用した認可保育所の整備につきまして、ご報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

平成28年4月に開設予定の認可保育所1園につきましては、平成28年3月で廃止する柳北保育室の受け入れ施設として区南部地域に誘致をするため、1月より公募を始めております。

しかしながら、保育所の利用に適した一定以上の大きさを持つ不動産が少ないことから、事業者の応募がない状況が続いております。このまま状況が進みますと、4月に開設するこ



とが難しい状況となってまいりました。

そこで、柳北保育室から南東に約170メートルのところにある区有地を事業者に貸し出し、保育所を整備してまいりたいと考えております。

つきましては、項番1に記載いたしました区有地の活用を区長部局へ協議することにつきまして、教育委員会にお諮りするものでございます。

項番1、活用する土地でございます。浅草橋1丁目11番6で、面積は185.28㎡でございます。現在、旧柳北小学校に仮移転中の台東区社会福祉協議会が駐車場として利用しております。その後の活用予定はございません。

項番2、整備方法の案でございます。区は運営事業者に対し、土地を10年以上貸し出し、事業者は保育所を建設して運営を行うものでございます。

事業者の選定につきましては、公募により行い、選定委員会にて決定してまいります。

項番3、今後の予定でございます。日程といたしましては、お示ししたとおりに進めてまいります。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 柳北保育室のこれまでの経緯について、もう一度説明をお願いします。

○児童保育課長 柳北保育室につきましては、当時、待機児童対策の一つとして、緊急保育室として3年間、開設するというところでオープンしたものでございます。

認可ではなく認可外施設になっておりまして、この3年の間に新たな認可保育所を南部地域に誘致するというところで進めてきたところでございます。

○和田教育長 引き継ぎの施設としてということになるわけですが、このことについて、現在の事業者はどういった感触をお持ちなのでしょう。

○児童保育課長 現在運営を行っておりますのは、日本保育サービスという会社でございます。都内でも多くの保育園、認可保育園等を運営している事業者でございます。

現在、その事業者も台東区での緊急保育室を引き受けて以降、やはり同じ南部地域に土地や不動産を探していただいていたようですが、なかなか適した土地が見つからないという報告を数回にわたって受けてございます。

運営事業者としては、特段のトラブル等の情報を受けている事業者ではございません。

○和田教育長 今から区長部局と調整して建築に要する期間はどのくらいを見えていますか。

○児童保育課長 事業者にどれくらいの建築期間で建てられるのかということの見積もりを取ったところでは、6カ月～8カ月という回答が来ております。

また、工法ですとか、事前審査がどのくらいでできるのかといったところも、工期に関係してくるということでございますので、実際は応募してくる事業者と具体的なところは調整していく形になろうかと考えてございます。

○和田教育長 定員についてはどのように見込んでいますか。

○児童保育課長 現在、柳北保育室は68名が定員です。全員を受け入れられる体制を考え

ますと、約70近い定員は必須と考えてございます。

○和田教育長 この敷地で可能ですか。

○児童保育課長 この敷地を使いますと、3階～4階建ての保育園を建てることで、70名が収容できるようになるかと想定してございます。

当初、南部地域には、90名以上の大型保育園を誘致したいということで土地を探しており、この区有地も候補には挙がっていましたが、かなりの高層階になるということで、一旦断念をしておりました。この時期に至りまして、若干ジャストサイズというのでしょうか、それ以上の割り増しができない保育園になります。70名規模の保育所をこの段階で決定していきたいと考えているところでございます。

○樋口委員 これは事業者が借地をする形ですね。そうすると、撤退するときは更地にして返すのが条件ですか。

○児童保育課長 こちらは区長部局と協議の中で、更地にして返すのか、あるいはそのまま既存の建物の権利関係をどのように設定するのかといったこともあわせて協議をしていきたいと考えてございます。

○樋口委員 仮に1億円で建てたときに、10年ですと、年に1,000万プラス金利をまず最低の条件としてこの業者は確保して、なおかつ人件費を確保していくという大変なことだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○児童保育課長 一応10年という貸付期間になっておりますのが、東京都の認可が10年という単位のもので認可許可を出しているということでございますので、今後10年～15年は子どもの数が増えていくという予想を区では行っておりますので、10年を超えて、もう何年というような契約の延長ということも視野に入れて、想定していきたいと考えてございます。

○高森委員長 南部地域の子供の数の推移ですけれども、現行とほぼ同じくらいのキャパシティしか今回は設けられないということですが、今後、継続的にこの地域でこういった施設を新しくつくる計画は考えていらっしゃるのでしょうか。

○児童保育課長 浅草橋地域につきましては、今年の春、ぼけっとランド浅草橋が90名定員でオープンしております。

今後につきましては、やはり大型の物件が出る時期と出ない時期が想定され、平成29年度開設予定の施設もございますので、現在も南部地域の利用者が多いという状況では、引き続き南部で誘致ができるように、その事業提案は募集していきたいと考えてございます。

○末廣委員 5月中旬にこの運営事業者の公募をしますよね。これは、例えば複数の事業者が手を上げるかもしれないという見込みなどはありますか。

○児童保育課長 今回、区有地を活用した保育所整備というものは初めてになりますので、事業者がどのくらいの図面を引いてこられるのかといったところについては、あらかじめ何度も通ってくださっている事業者にも、どうだろうかということは話をしていきたいと考えてございます。できるだけ多くの案件が挙げれば選択ができますので、そういった形

でエントリーしていただけるように、情報は出していきたいと考えてございます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、児童保育課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

### (3) 指導課 ウ

○高森委員長 次に、指導課のウについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 登下校通知メール配信システム運営事業助成についてです。

平成21年度より、ライズ株式会社が開発した「安心でんしょぼと」というシステムを各小学校PTAが導入し、平成25年には区内全19校の小学校が導入しています。

このシステムには、大きく登下校メールと連絡メールという二つの機能が備わっております。

登下校メールとは、児童の登下校時に、校舎内、玄関等にあるセンサーにカードをタッチすると、その都度、登録されているアドレスに児童の登校完了、下校開始の連絡が届くシステムとなっております。

また、連絡メールとは、例えば台風が接近したときの休校の措置や登校時刻の変更、また遠足等、校外学習時の渋滞による帰校時刻の変更等を、その都度即時にメール配信を行うことができるシステムとなっております。

これまで本システムは、広告収入で運営され、無料で提供されておりましたが、平成26年9月に、各PTAに平成27年4月より本システム使用が有料となる旨の連絡がございました。これまでも区では、子どもの安全対策として、資料の項番3にございますとおり、防犯ブザーの貸与、学校安全ボランティアの活用、子ども110番の家の設定等々、さまざまな安全対策を講じておりますが、安全安心については重層的な対策を講じる必要があるものと考えております。

本システムは、現在、各学校でも定着し、児童、保護者の安全・安心に寄与するとともに、万が一児童の登下校中に重大な事故が発生した場合には、早期の対応が可能となります。

これまで区が実施してきた児童の安全対策と相互に補完する機能を有するものであることから、これまでどおりPTAが継続して活用できるよう、財政的な支援が必要と考えております。

なお、項番5、こちらに基本使用料金また助成率等について記載をさせていただいておりますが、こちらにも区長部局と今後調整を図りながら決定してまいりますので、今の段階では概算ということでご理解を賜ればと存じます。

また、項番6が今後の予定となっております。

ご説明は以上です。ご協議をよろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この利用率を見ますと、低学年で9割、高学年で約半分ということで、平均で7割程度。それぞれのPTAの保護者の方のお考えによって利用する方もいるし、利用されない方もいるということですが、公的な助成を一律にするということであれば、この使っていない方々にはどういう働きかけをすとかということのようなことは何かお考えでしょうか。

○指導課長 ご指摘いただきました割合については、昨年度の調査段階のものとなっておりますが、先週末の金曜日時点の市内の小学校の利用率について、業者を通して確認いたしました。

その際に出てきたのが、全児童数6,391名に対して、この4月24日は5,574件の登校時のメール配信を確認しています。計算しますと、こちらは87.2%となっておりますので、前回全体で7割というところから、今年度に入っては87.2%ということで、こちらについてはまた引き続き安全の確保の面からも、さらなる活用を学校、PTAを通して働きかけを行っていきたいと考えております。

○末廣委員 この事業は、いわゆる広告収入で運営されているということですが、要するに利用者は経済的な負担が一切ないわけですね。それで、利用状況が高学年が5割というのは、要するに親のほうにまだそういう意識が足りないということですか。経済的な理由ではないわけですね。

○指導課長 先ほど申し上げましたとおり2種類の機能がございまして、確かに登下校時の高学年の昨年度の使用の割合が低いというのは、学年の発達段階等もあるかと存じますが、やはり引き続きその活用を促すということと、あともう1点、連絡メールの機能で、これについては全家庭が登録をしておりますので、緊急時については即時に確実に連絡が伝わるということで、こちらの有効性も認識しているところでございます。

○末廣委員 何かあったときには連絡メールで全家庭に情報が行き渡る状況にはなっているということですね。

○指導課長 そのようになっております。

○高森委員長 私は認識しておりませんが、安心でんしょばとは、全児童がカードを持っているわけではないのですか。

○指導課長 配布は全児童に配布し、使用するかはご家庭の判断になっております。

○高森委員長 要するに、子どもたちはカードは持っているけど、使用していない世帯があるということですか。

○指導課長 はい。それも実態としてはございます。それが、金曜日の数字の87.2%ということですので、残りの12.8%は、この日については使用していないということがございます。

○高森委員長 それは配信記録から80%と出ているんですよね。

○指導課長 これは業者に、一番近い時期の利用状況を確認し、こういった回答をいただいています。

○高森委員長 業者は、保護者が加入しているかどうかという情報は把握していませんか。例えば、メールアドレスを登録しているとか、そういったことで把握はしていないのでしょうか。

○指導課長 基本的には全家庭が登録をしております。

○高森委員長 登録をされていて、子どもたちが下校時にタッチをすると、それが配信されるわけですよね。

○指導課長 はい。

○高森委員長 ということは、子どもがタッチしていないということではないですよね。残りの20%は、利用しないとはどういうことですか。メールを登録しているけど、利用がないというのはどういうことでしょうか。

○指導課長 カードは配布されておりますので、それを登校したときのタッチ、下校のときのタッチを、家庭もしくは子どもの意思で行っていないということになります。

○高森委員長 要するに、加入はしているけど、単に利用していない、自発的にやっていないということですね。それで5割なのですね。

4月の新学期が始まったころは、やはり比較的利用率が高いと思いますけれども、これはまた時間的な経過で、2学期、3学期になると徐々に利用率が低下していくということもあると思います。

一つ質問ですが、項番5番、システムの利用料金を含めて、これから細かなところが決まっていくということですが、これは基本使用料が360万円ほどの金額になっていますが、基本使用料以外にかかる部分はあるのでしょうか。

○指導課長 基本使用料プラス、先ほどご説明申し上げたカードをつくるための金額がかかってまいります。

○高森委員長 その程度ですか。あとは、メール送受信は携帯電話などですよね。

○指導課長 はい。この基本使用料の助成をどのくくりでやるかというところは、先ほどご説明申し上げたとおり、関係部署と調整中というところになっております。

○垣内委員 確認ですが、今まで無料だったというのは、基本使用料に相当する部分が無料でサービス提供されていて、この個人に帰属する物品、ICカードとか端末とかはそれぞれ負担だったということですか。ここの部分に助成が入っても変わらずに負担して行って、基本使用料の中の助成額以外の部分はPTAが負担するという理解でよろしいでしょうか。

また、端末を持っていらっしゃる家庭の想定はないという理解でよろしいですか。

○指導課長 先ほど申し上げました、今回の助成をする基本使用料とカードの金額については、今後予算審議等を経て決定してまいりますので、現段階ではいずれの形になるかはここでちょっと明言はできない状況ですのでご理解ください。

基本的には携帯端末がなく、対応ができない事例について、今のところは伺っておりませんが、子供たちの安全確保の部分ですので、そういったケース等も落ちがないかというところは、確認を進めてまいりたいと思います。

○高森委員長 これは、有料になる部分を、PTAが負担する部分が出てくるのですが、それであれば、利用しないという保護者が出ないようにしなければいけないと思いますが、その辺りはどのように周知・配慮をされる予定ですか。

○指導課長 現在、加入率は100%ということで、これは校長会等で聞く話ですが、実際に先ほどご説明した休校措置や、学校に戻る校外学習の時間が遅れたという場合の連絡では、学校にとっても保護者にとっても助かっているという声をいただいておりますので、引き続き助成する事業である以上、しっかりとした活用を促していきたいと考えています。

○高森委員長 全加入をお願いします。

○樋口委員 平成26年度末まで広告収入で運営されていたとのことですが、この広告というのは、利用する子どもないしは保護者に出していた広告なのでしょうか。

○指導課長 メールが配信等がされるときに、その広告的な内容も添付されているというものです。

○樋口委員 今後もそれは続くわけですね。

○指導課長 はい。ただし、その広告収入というのが激減しているというところが理由になっております。

○樋口委員 運営上、有料はやむを得ずという話ですね。広告の内容というのは、まさか有害ということはないでしょうね。

○指導課長 それはないように確認いたします。

○高森委員長 事業者は有料にすることにより、サービスの向上は何か考えているのでしょうか。

○指導課長 今、具体的なサービスの向上についてはまだ伺っていないところですが、現在活用しているシステムについては確実に活用するということと、今後については、またさらに適切な事業者がいれば、そういったところも視野に入れて取り扱っていききたいと思います。

○和田教育長 これは26年度に議会に陳情が出ていますけれども、区民文教委員会だったと思いますが、そこでの議論の内容はいかがでしたか。

○指導課長 PTA関係者等から申し出があり、陳情が採択されているというところは伺っております。

○庶務課長 補足でございます。ただいま指導課長が概略を申し上げたとおりですけれども、平成26年の第4回定例会の区民文教委員会に、区立小学校PTA連合会から2本の陳情が提出されております。

1本が、現在各校のPTAが取り組んでいる安心でんしょばとについて、先ほど指導課長が申し上げたような経緯で、平成27年度からは有料化になるため、その有料化になる部分の

経費を、区も負担してほしいという内容でございます。

もう1本が、平成28年度以降、この事業を区が主体になってやってもらいたいという内容でございました。

1本目の平成27年度の経費負担について区も支援をしてほしいという陳情につきましては、議会の審議で趣旨採択をされているところでございます。

2本目の陳情につきましては、継続という取り扱いになって、今に至っているというところでございます。

○末廣委員 このシステムの、他区の状況はいかがですか。

○庶務課長 23区の中で、このシステムを使っている区も若干ですがございます。けれども、区が契約主体となって事業展開しているケースは例としてございません。

以前、大阪府の小学校で児童が殺傷される事件があり、関西の小学校を中心に、警備システムやトータルな警備システムを導入して、それを教育委員会が契約をして、日常の広報手段として、コストの負担をしているという例は、関西地区にあってはそういうケースはあるという状況でございます。

○末廣委員 こういったシステムを運用している会社は、ラインズ以外でも結構あるのでしょうか。

○指導課長 今回の金額とサービスの内容等について、数社からは見積もり等もいただいておりますので、同様の展開をしている企業はございます。

○高森委員長 今のところ無料のサービスはないわけですね。

○指導課長 はい。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のウについては協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

#### (4) 生涯学習課 エ

○高森委員長 次に生涯学習課のエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区指定生活文化財保持者の認定解除及び感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

後ほど、報告事項としてご報告を申し上げますが、台東区区民文化財現行調査により、平成19年3月に「江戸袋物作り」として生活文化財に指定し、技術保持者として認定をいたしました幸岩久雄氏と、平成5年3月に「銅壺作り」として生活文化財に指定し、技術保持者として認定をいたしました星野昇氏がお亡くなりになられていらっしゃいました。

つきましては、文化財保護条例第10条及び同施行規則第8条3項に基づきまして、区民文

化財台帳登載指定の認定の解除をいたします。

また、生活文化財保持者として区の文化普及・発展に尽くしていただいた功績によりまして、感謝状を贈呈いたしたいと思っております。

つきましては、認定の解除及び感謝状の贈呈につき、よろしくご協議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。ご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 このお二人の後継者はいらっしゃるのですか。

○生涯学習課長 幸岩さんのほうは奥様が。星野さんのほうは息子さんが意思を引き継いでやってくださっているということでございます。

○高森委員長 後継者の方はこの文化財の台帳に登録はされるのでしょうか。

○生涯学習課長 文化財保護審議会にご報告を申し上げ、今後のことについてもご相談、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のエについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (5) 青少年・スポーツ課 オ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のオについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

たなかスポーツプラザにつきまして、危機管理課より日本堤消防少年団の消防訓練等の会場として、7月5日に1階小体育室と1階会議室及びグラウンド、10月25日に1階会議室とグラウンドの事前使用承認申請がそれぞれございます。

また、にぎわい計画課より、したまちコメディ映画祭の一環である、こども映画会の実施会場といたしまして、3階体育館の使用申請がございます。

次に、柳北スポーツプラザにつきまして、アスク浅草橋保育園より、運動会の会場として体育館の事前使用承認申請がございます。

以上の承認につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会に協議をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年・スポーツ課のオについては、協議どおり決定いたしました。



いと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いいたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、後援名義の使用について、ご説明をさせていただきます。資料は6でございます。

いずれも継続分でございます。庶務課の取扱分が4件ございます。

3段目に書いてございますが、平成小学校の理科室を会場といたしまして、7月21日、8月11日に開催を予定されております第10回小学校理科実験実技研修会を初めとした4件でございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。

教育改革の担当取扱分が1件でございます。次に、生涯学習課の取扱分が2件、資料のとおりでございます。最後に、青少年・スポーツ課取扱分1件といたしまして、シュートボクシングの選手権東京大会の後援が挙がっております。

以上、継続分の後援名義の使用について、よろしくご審議をお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

庶務課取扱分の3番目の、第10回小学校理科実験実技研修会ですが、講師が村山先生とのことですが、申請者、主催者は学校関係の方、例えば学校の先生なのか、それともこの団体が独立して存在するのか、その辺りの情報はわかりますか。

○庶務課長 申請をされている団体といたしましては、わくわく理科授業研究会ということで、東上野三丁目に研究会の所在がございまして、代表者の方が星野さんという方でございます。民間の理科教育の事業者さんもサポートをしているという状況でございます。

○高森委員長 この研究会自体は、こういった方々が組織されていますか。

○庶務課長 基本的には、小学校の理科の教員の方々を対象に専門的に講師をする方々ですけれども、理科教材などを扱っている民間の会社さんもお協力をいただいているという形でございます。昨年は739人の参加がございまして、台東区の理科の先生が27人ご参加をされているという状況でございます。

○高森委員長 それこそ全国から。

○庶務課長 主に23区内の先生が多いようでございます。

23区外では、横浜市、埼玉県新座市などからも参加があったようでございます。

○高森委員長 この研修会自体は、ほかの区でも開かれているのでしょうか。

○庶務課長 ここ二、三年、平成小学校を会場として実施しています。

○高森委員長 平成小学校の理科室が特に充実しているとか、そういった理由でしょうか。739名を二日間で、1部、2部に分かれていますけれども、時間を分けてということですね。

○庶務課長 何回かに分けてということでございます。

○高森委員長 平成小の理科室は充実しているのですか。

○庶務課長 理科機材については、国も理科教材機材を充実してくださいということで、児童数等に見合った補助を各校にいただいておりますので、平成小学校が特にほかの学校に比べて充実しているということはないと思います。ほかの学校も十分充実はしているところでございますが、恐らく理科の先生の中心的な方の所在が平成小学校にあるということだと思います。

○和田教育長 地理的な面もあるということですね。

○末廣委員 一番上の、若草歌舞伎というのは随分前からの行事ですか。

○庶務課長 台東区の教育委員会が後援をしたのは平成26年度からでございます。江戸東京博物館を使つての事業展開は平成23年度からと聞いてございます。

ちなみに、平成26年度は4日間の開催で、入場者が1,112人あったと事業報告ではされているところでございます。

○末廣委員 去年はほかの区の教育委員会も後援していたのですか。

○庶務課長 私どもの他には東京都教育委員会、葛飾区教育委員会、墨田区教育委員会、中央区教育委員会等が後援を出しているところでございます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のアにつきましては、報告どおり了承を願います。

## (2) 学務課 イウエ

○高森委員長 次に、学務課のイからエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、まずイの平成27年度連合体育大会等の日程について、ご報告をいたします。資料7をご覧ください。

小学校は、10月20日火曜日に、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場において、第30回台東区立小学校連合運動会を実施する予定でございます。

予備日は、10月27日火曜日でございます。

中学校につきましては、9月25日金曜日に、江東区夢の島競技場におきまして、第69回台東区中学校連合陸上競技大会を実施する予定でございます。

教育委員の皆様におかれましては、両大会へのご臨席を賜れば幸いです。

1点目につきましては以上でございます。

次に、資料8をご覧ください。平成27年度夏季施設等の日程につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、項番1、移動教室及び夏季施設等についてでございます。

小学校は、例年どおり霧ヶ峰移動教室、特別支援学級を対象とした手賀の丘移動教室、岩井臨海学園、日光林間学園を実施いたします。

中学校も例年どおり、オリエンテーション、霧ヶ峰移動教室、修学旅行、霧ヶ峰林間学園、岩井臨海学園を実施する予定でございます。

希望校のみが実施いたします中学校のオリエンテーションと岩井臨海学園につきましては、オリエンテーションが御徒町台東、柏葉、上野、駒形の4校が実施をいたします。また、岩井臨海学園は、忍岡中学校のみ1校でございます。

次に、項番2の日程でございます。

小学校の霧ヶ峰移動教室につきましては、これまで1学期中に2校または3校の同時開催ということで行ってまいりましたが、今年度につきましては、小学校長会からの要望がございまして、期間を2学期の9月まで延伸をいたしまして、単独校または2校同時での開催に変更となっております。

恐れ入ります。2枚目の日程表をご覧ください。

ご覧の日程で各授業を実施してまいります。なお、各委員におかれましては、例年と同様に各事業の視察をお願いできればと考えております。

2点目につきましては以上でございます。

3点目でございます。平成28年度新入学「台東区立中学校選択制度」のスケジュールについて、ご報告をさせていただきます。資料は9をご覧ください。

区立中学校の新入学につきましては、今年度も選択制度を資料のと通りのスケジュールで実施してまいります。昨年度との大きな変更点はございません。

資料の表、一番左側の列は、学校案内冊子・紹介番組に関するものとなっております。教室数や学校運営の点から、入学可能な人数、学級数を各中学校に調査をいたしまして、6月の本委員会で決定を予定しております。

夏休みに入ります前に、学校案内冊子を区立小学校に通う小学6年生全員に配布をいたしまして、その際、入学可能者数を公表してまいりたいと考えております。

また、8月中旬～9月中旬ごろに、ケーブルテレビで学校紹介番組を放送する予定でございます。

資料の中央列は、学校公開の予定でございます。

本人や保護者に学校の様子、生徒の様子を見ていただきまして、学校選択の参考にしていただくために、6月と9月の2度の期間におきまして、各中学校で学校公開を実施いたします。一番右側の列は、就学事務のスケジュールとなります。

例年どおり10月に学校選択期間を設定いたしまして、11月上旬に中間選択状況を公表いたします。その後、選択校の変更受付を行いまして、11月中旬には最終選択状況を確定してまいります。

そして、11月に本委員会を予定しておりますが、そこで最終選択状況をもとに、抽選の

有無をご審議いただく予定となっております。

大変簡単ではございますが、中学校選択制のスケジュールについての報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

夢の島を利用して3年目ですけれども、不都合な点や課題はあるのでしょうか。

○学務課長 現時点では、昨年度の実施を踏まえましても、特に大きな問題等は発生してございません。

○高森委員長 他によろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、学務課のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のイからエについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 オカ

○高森委員長 次に、児童保育課のオ及びカについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それではまず、平成27年度保育所等園児数についてでございます。資料10をご覧ください。

表の左側が27年度、右側が26年度で、公立11園、私立12園、裏面にまいりまして、こども園3園、地域型保育事業2種類7園、認可外保育として3カ所、いずれも4月1日時点の状況でございます。

裏面一番下の総計欄をご覧ください。全体の入所者は2,487名で、昨年同時期の2,256名と比較して231名、率にして約9%の増となっております。

また、定員につきましては、平成26年度の2,286名に対し2,538名で、252人の増となっております。

これは、私立保育園のチェリッシュ浅草保育園、ぽけっとランド浅草橋保育園が開設したことによる増。新制度で誕生いたしました地域型保育事業として、五つの小規模保育事業と二つの事業所内保育所が新たに認可事業としてスタートしたことによる増。共同型家庭的保育事業所2カ所の廃止による減の相殺によるものでございます。今年度も総計の数字では、全年齢で入所者が増加している状況でございます。

なお、待機児童の状況でございますが、認証保育所等の状況を受けまして確定をしておりますので、5月の定例会において、改めてご報告させていただきたいと存じます。

平成27年度保育所と園児数についての報告は以上でございます。

続きまして、資料11でございます。平成27年度こどもクラブ入会状況について、ご報告をさせていただきます。

表の左側が27年度、右側が26年度で、公設民営22カ所、民設民営1カ所のいずれも4月1日時点の状況でございます。全体の入会者数は1,071名で、昨年の960名から111名、率にして約10%の増となっております。また、定員総数1,175名に対する入会者の割合が約91.1%となっており、昨年度の89.1%と比較すると2ポイントの増となっております。

これは、今戸こどもクラブを開設した増と、公設民営クラブについて児童1人当たりの専用区画面積の基準に基づき、定員数の適正化を図ったことによる増でございます。

また、待機児童の状況でございますが、昨年度は28名でございましたが、本年度は50名程度になるものと見込んでおり、4月1日の確定値につきましては、やはり来月5月の定例会で改めてご報告をさせていただきたいと存じます。

児童保育課からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、児童保育課のオについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回、保育所の入所申し込みの際には、子ども・子育て支援新制度に伴う認定作業も一緒にやっていただいたわけですが、今回の入所申し込みの際に、その辺りの作業で混乱、もしくは事務の遅れ等の状況はいかがでしたか。

○児童保育課長 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育に欠けるという状況から、保育の必要性を認定するという認定行為が新たに加わりました。

こちらにつきましては、委員会でもご報告させていただきましたが、27年4月の入園の申し込みに合わせて、新しく申し込まれた方には申請をしていただき、在園の方につきましては、保護者に負担がかからないような体制をとらせていただきました。

区職員の事務につきましても、同時に行うということで、現在、システムは統一化されております。このシステムで一律の処理をさせていただいたというものでございます。

そういった意味では、保護者の皆様にご迷惑がかかるような大きな混乱はなかったと考えてございます。

○和田教育長 保護者の方たちも新制度ということで、期待感も大きかったらと思うんですけど、保育園の現場での入所にかかる混乱、あるいは職員等のやりとりなどでトラブル等は特にはなかったですか。

○児童保育課長 今回、裏面でございます地域型保育事業というところが、新たに区の利用調整によって利用者を決定して受け入れるという事業所になってございます。

こちらのほうでは、事業者説明会を複数回開催したことや、担当係長からこういったケースはどうだろうかという細かい情報のやりとりをしたことにより、大きく利用をお断りされるようなこと、あるいはそういった部分で区とトラブルになるといったことは生じていないと考えてございます。

○高森委員長 円滑な移行がうまくできたという感じですね。お疲れさまでした。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に報告事項、児童保育課の力について、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 資料11のこどもクラブの公設民営の北上野ですけど、定員に比べて4月現在の入会者が非常に少ないように思われますが、どういう理由でしょうか。

○児童保育課長 北上野こどもクラブは、場所が駒形中学校の校舎、同じ敷地内にございます。現在、北上野をご利用なさっている主な小学校は、上野小学校のお子さんということになります。

現在、上野小学校のお子さんが、やはり皆様のご希望を1カ所でかなえるということができませんで、北上野を開設させていただき、こちらに通っていただいているという状況でございますので、そういった意味で、北上野のほうの定員が十分埋まっていないという状況はあるかと考えてございます。

○高森委員長 埋まってしまうよりは余裕があったほうが良いというのはありますけれども、昨年度と比べても増えている部分がとても多いと思います。例えば、一番上の千束、それから下谷、定員を増やしましたが、その分希望者も増えていますので、そういったことでは地域によってはニーズの多いところもこれから出てくるのかなという気がしますので、今後、またその辺りの動向も確認をしていかなければいけないところかと思えます。例えば、北上野は少し空いているという情報は、こういった形で近隣の小学校などに伝わるのでしょうか。

○児童保育課長 今回のこどもクラブをご希望になっていらっしゃる保護者の皆様には、それぞれ第一希望、第二希望という形で希望は出していただいているところです。ただ、なかなか希望どおりに入れられないというご家庭の方につきましては、お子様がランドセルを背負って、こどもクラブに歩いていけるという範囲であれば、改めてご案内をさせていただいて、調整はさせていただいております。

やはり、児童保育課において、かなり遠くてなかなかご希望に添えないというところでは待機をしていただくということで、お願いをしているところでございます。

○高森委員長 情報発信はしてくださっているわけですね。

○児童保育課長 はい。家庭1軒1軒に対して、情報はお出ししている状況でございます。

○和田教育長 障害を持ったお子さんの入所の数の傾向と、それから希望に対する入所は、基本的には100%になっているのでしょうか。

○児童保育課長 障害のあるお子さんにつきましては、今回、4月1日現在で49名をお預かりしております。49名の中では、6年生まで今回お引き受けをさせていただいたクラブが3クラブございます。

基本的には、継続で通っていらっしゃるお子様ということで、ご希望に沿って、ほぼ100%お引き受けしているような状況になってございます。

○高森委員長 今回、6年生まで一律引き下げたわけですが、5、6年生でご希望する

方は、要支援の児童の方が多ですか。

○**児童保育課長** 今回、定員の見直しを実施いたしまして、こどもクラブの受け入れを増やしたところではございますが、やはり全員に入っていくには、まだ数が足りないといったところでございます。

今回、4年生から6年生まで大きくお申し込みをいただいておりますが、やはり1年生を優先にという大前提に基づいての利用調整をさせていただいておりますので、特に今回、金竜小学校ですとか石浜小学校の辺りで、なかなかこどもクラブに入れなかったというお子さんが出ております。

金竜小学校のお子さんにつきましては、児童館でランドセル来館というのを4月から始めてございます。学校から直接、児童館にランドセルを背負ったまま通館できるといったものを、今回ご利用いただいているご家庭がございますので、こういったものの活用も状況を確認しながら、保護者の皆様にはお伝えしていく機会にPRしていきたいと考えてございます。

○**高森委員長** 子どもたちのセーフティネットは重要な部分なのでよろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○**高森委員長** それでは、児童保育課のオ及びカについては、報告どおり了承願ひします。

#### (4) 指導課 キ

○**高森委員長** 次に、指導課のキについて、指導課長、報告をお願いします。

○**指導課長** 資料12をご覧ください。今年度の台東区立学校園研究指定等について、ご報告いたします。

表面の表は、区の研究指定を初め、東京都、文部科学省の研究指定となっております。

研究主題が確定していない学校園は、4月から新たに取り組みを始める、もしくは他の指定に切りかわって開始する学校園で、現在主題等を各学校園で検討しているところでございます。

今年度の研究発表を行う学校園は、一覧表の上から六つの学校園となっております。備考欄に発表日も記載しております。教育委員の皆様には、研究発表会にご参加いただきますとともに、高森教育委員長様にはご挨拶を賜りたく存じますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

裏面をご覧ください。

裏面は、東京都のオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定を受けた学校をまとめさせていただきました。

東京都の指定校につきましては、本区におきましても、昨年度は指定校は6校でしたが、今年度はご覧のように小中学校合わせて12校が都の指定を受けることとなりました。

また、本区では、独自にオリンピック・パラリンピック教育の推進をしておりますので、

今後、区の指定校として、小学校1校、中学校1校の指定をさらに行っていく予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

オリンピック・パラリンピック教育推進校というのは、各区に割り振られているわけではないですよ。何割出してくださいとかという形ではないわけですよ。

○指導課長 特に区の割り当てというのはございません。これは区の自主的な取り組みということです。

○高森委員長 今後は小、中と1校ずつ増やすのですが、さらに今後増やすかもしれない。

○指導課長 区としても、オリンピック・パラリンピック教育には大変力を入れているところですので、都の指定校の拡大ということと、先ほど申し上げた区の指定というのは、今年度の指定校ということで、今後、小学校1校、中学校1校でございます。

○高森委員長 実際には期間が5年もないですが、早くスタートダッシュを切ったほうがやはりいいと思いますので、来年、再来年にとというのはなかなか難しいし、各校も戸惑いがあると思いますので、できるだけ早いうちに確定してあげたほうがいいと思いました。

○和田教育長 23区の教育長会におきましても、指定校の拡大については、東京都でも特段の配慮をして、どんどん指定をして、現場の意気を上げるようにということをお願いしているところでございます。

今回、研究指定校の一覧を出させていただいておりますけれども、これについて議会などでも研修、研究を進めることは大変いいことだといろいろとご意見をいただいております。台東区はこの研究指定校が他区に比べて非常に割合としては多いはずですよ。これについて、現場の先生方から負担感などについての声は何か聞いておりますでしょうか。

○指導課長 学校長等からの聞き取りによりますと、特に小学校は若手の教員も多く、その人材育成の面でもこの研究が資するものになっているということで、特に大きな負担であるとか学校経営の支障というところは、今のところは伺っておりません。

○和田教育長 今のお話の中で、各学校での人材育成に大変貢献している事業だと思いますので、教育委員会としてもできるだけバックアップをしていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○樋口委員 黒門小学校のアクティブラーニングについては一律というのはなかなか難しいかもしれませんが、黒門小学校やほかの小学校でもアクティブラーニングをやって、小学校のレベル、中学校のレベル、どんな科目に有効なのかという研究をするのは非常に重要だろうと思ひますので、うまくいく科目を探していただければと思ひます。

○高森委員長 私からも一つ、確認です。一覧表の上の6校は日程が決まっておりますけれども、下の6校ですか。単年度というのは本年度中に研究発表するということでしょうか。

○指導課長 単年度の学校については、やはりこの研究の指定の目的というのが取り組んだ内容についての区内への発信ということもありますので、実際の発表会形式、もしくは



誌上発表となるか、いずれかのような形になるかと思いますが、いずれかの形でその成果の還元はしていただくようにしております。

○高森委員長 研究発表の形は行わないで、ほかの形でいろいろな、印刷物や媒体を使っ  
ての発表ということですね。

○指導課長 はい。

○高森委員長 先生方の学びになればいいですけど、負担にならないような形でお願いい  
たします。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のキについては報告どおり了承願います。

#### (5) 生涯学習課 ク

○高森委員長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区区民文化財現況調査の結果につきまして、ご報告を申  
し上げます。資料13をご覧ください。

まず、項番1、概要でございます。先般、国指定重要文化財の仏像等につきまして、所在  
不明が判明したところから、国及び東京都では、それぞれ指定されている美術工芸品につ  
いて所在調査を実施したところでございます。

そこで、区といたしましても、美術工芸品に限らず、区民文化財全件についての現況調  
査を実施いたしました。

項番2、調査結果でございます。先ほど、認定解除及び感謝状の贈呈についてご報告させ  
ていただきましたが、無形文化財・生活文化財につきまして、2名の方がお亡くなりになっ  
ているということが判明いたしました。

次に、有形文化財、仏像、絵などの文化財でございます。こちらは、調査対象が187件で  
ございました。そのうち1件、所在不明という回答がございました。

こちらは、台東区有形文化財（絵画）として、区民文化財台帳に登載されております絹  
本墨画の菩薩画像でございます。登載後、ご住職が代がわりされたということで、所在が  
わからないというところでございます。生涯学習課の職員もお寺様に訪問させていただき  
まして、確認しているところですが、現在のところ、確認に至ってはおりません。引き続  
き所有者様と協力して所在確認に努めてまいります。

なお、まだ回答をいただいていないものもありますので、こちらでも直接訪問するなどし  
て、早期に調査を完了させたいと考えております。

項番3でございます。今回の調査票で文化財の公開の有無や保存状態についてもご回答を  
いただき、区民文化財の現況の把握を行いました。破損等の状況につきましては、所有者  
様と修理の必要性等をご相談させていただきたいと考えております。

また、本年2月以降、京都府及び奈良県で寺社等に油のような液体が散布され、重要文

文化財の破損被害が相次いでいるところに伴いまして、国・都より文化財の防犯体制の徹底について通知がありましたので、区民文化財を含め、注意を喚起したところでございます。

今後とも定期的な調査や注意の喚起に努め、文化財の保護、継承に努めてまいります。ご報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 文化財は非常に重要なものですので、破損や劣化の際に、区でも専門家からのアドバイスや、修復の補助などをされているかと思えますけれども、具体的になかなか修復費が確保しづらい部分もあるかと思えます。今のところはどのくらい、これまで助成されているのでしょうか。

また、この劣化しているものが16件ありますけれども、緊急に修復しなければならないものか、その状況について詳細を教えてくださいと思います。

○生涯学習課長 区の指定をさせていただいたものにつきましては、修復について補助をするというところがございます。

過去に修復をさせていただいたのが1件ございます。火災により、真ん中は残ったけれども周りが火で焼けてしまったことがございまして、その修復につきましては区で補助をさせていただいているところでございます。

また、このたびの調査で修理が済みましたという所有者が大切に扱ってくださっている状況なども判明いたしましたので、これからご相談に応じながら、そういう方のご紹介等をしていきたいと考えております。

年間で幾らというご予算はいただいておりますが、その都度あったときにということで、全体として進めさせていただくような状況でございます。

○樋口委員 文化財は非常に重要な一方で、歴史教育にも非常に重要な資料になります。

台東区は歴史的に、浅草寺の遺構を見ると、和同開珎もここで出ているという話ですので、和同開珎といえは奈良という単純な発想ではなくて、浅草寺でも出ていることも教えるような形で、郷土教育などはまさに重要だと思います。

○高森委員長 先ほども、所在不明の報告がありましたが、大きなお寺で、例えば住職が世襲でないところは、比較的この宝物台帳があって、それを住職が変わるときに次の方に渡して、その確認をするという作業をするでしょうけれども、世襲のところは、なかなかそういったことをやっていないのではないかなとも思います。確認をしてほしいというところを何らかの形で発信していかないと、うやむやになって、本当にどこにそれがしまわれているかもわからなくなることもあります。大きな物であれば別ですが、例えば古文書などの小さな物はどこにしまわれたかわからなくなって、所在がわからなくなってしまうということがあると思うので、そのあたりは徹底した形で何かアドバイスはされていますでしょうか。

○生涯学習課長 この度、現況調査を改めてさせていただきまして、それぞれのご事情というのも判明してまいりましたので、対応していきたいと考えております。

○高森委員長 できれば住職が変わるタイミングに合わせて、台東区のほうが把握している一覧表を差し上げてメモをしておくとか、大事なものですから、失われたりしないよう、盗難に遭うことも考えられますので、しっかりと管理をしていただかないといけないものだと思います。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは生涯学習課のキについては、報告どおり了承を願います。

### 3 その他 ア

○高森委員長 そのほかで何かございますか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 文化財に関する報告書、また印刷物が、26年度に4冊仕上がりましたので、報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、台東区の文化財第14誌でございます。

これは隔年で発行させていただいており、24年、25年度に指定・登載をさせていただきましたものを大きく取り上げつつ、全体の文化財の登載、指定されているもの、また、台東区の歴史を知るということで、台東区の遺跡や台東区の文化財全般についてご理解をいただける資料でございます。これが1点目でございます。

2点目といたしまして、浅草寺の絵馬と扁額についての資料でございます。

関東大震災や東京大空襲などで多くのものが失われた中で、それをくぐり抜けて今日に伝わっている浅草寺の絵馬、扁額のうち241点が、25年度3月に有形民俗文化財として台帳に登載されたものでございます。その登載に際して実施した調査の結果を報告書にまとめたものでございます。読み応えがあるものでございますので、またご覧いただきたいと思っております。

続きまして、谷中三崎町会文書でございます。明治35年～昭和3年にかけて作成された資料9点からなっておりますが、第1巻といたしまして、こちらには議事録と資料6点を収録してございます。この後、第2巻として、日誌等の3点を収録していく予定でございます。

4点目でございますが、台東区の上野下アパート～東上野5-4-3という冊子でございます。同潤会アパートの上野下アパートメントを、平成22年から解体に至るまでの2年間、住人の方がお住まいになっていらっしゃったときと退去された後の記録写真集でございます。最後には映像記録と図面等を収録したDVDをつけているということでございます。機会を逃すと永久にとれない記録がありますので、ご覧いただきたいと思っております。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 いずれも非常に貴重な資料だと思いますけれども、紙媒体だけではなくて、DVDもついています、広くインターネットである程度公開するなどの活用はどのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長 インターネットにダイジェストということでご紹介はさせていただいております。また、この内容を踏まえた文化財講座として、区民の方に中身についてご紹介もさせていただいております。このデータの全てということでの公開は、今のところでは考えておりません。

○垣内委員 紙媒体だけではなく、いずれは電子媒体のアーカイブのようなものをおつくりになるという予定はあるのでしょうか。

○生涯学習課長 方向といたしましては、そういった物で保存することは重要でございますし、またデータとしてもこちらにございますので、そういった方向では考えていきたいと思っておりますが、その手順も含めて考えていきたいと思っております。

○高森委員長 この建物は文化財指定になったのですか。

○生涯学習課長 指定にはなってございません。

○高森委員長 こういう建物は、住んでいる人は不自由な思いをされている部分もあると思います。文化財となると壊せなかったり、修繕もできなかったり、難しいところですけど。

○生涯学習課長 建物はなくなりましたので、記録保存ということで担当させていただいております。

○垣内委員 最近の文化財制度は変わりまして、凍結保存の指定物件の他にも、登録、ランドマーク的なものについては緩やかな保存という、つまり特徴的なファザードなどを残しながら、あとは日々の生活と折り合いをつけて守っていけるような制度もございます。所有者の同意がないとできないですが、ぜひそういう制度もご活用いただければと思います。

台東区には特徴のある、まさにランドマークになるような建物もまだまだ残っているように思いますので、そのあたりもぜひご配慮をいただきながら、いろいろな形で守っていただければと思います。

○和田教育長 今回、この4冊を26年度中に仕上げたということは、生涯学習課の文化財担当の非常に限られた体制の中で、非常に大変な作業だったと思います。

台東区の場合は、これだけいろいろな文化財が毎年のように次から次に調査が必要なものが出てきている状況ですので、かなり膨大な作業にはなるかと思っておりますけれども、専門の調査員の方たちは大変ご苦勞ではありますが、引き続きモチベーションを維持して頑張ってくださいと思います。

○生涯学習課長 教育委員の先生方、教育長からのご意見ということで、また調査員にも伝え、励みにしたいと思います。ありがとうございます。

○高森委員長 今しかできませんから、お願いします。

ほかになれば、生涯学習課のその他のアについては、報告どおり承願いたします。

ほかになにかございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時36分 閉会